

Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人老人保健事業、一人一人に応じた健康支援事業、総合的な自殺対策推進事業、地域・職域連携推進事業、栄養改善事業、歯科保健事業、精神保健福祉事業、肝炎治療特別促進事業、難病対策事業、市町村支援、民生委員・児童委員指導事務、児童福祉事務、母子福祉事務、高齢者福祉事務、配偶者暴力相談事業、戦傷病者の援護事務、福祉関係団体育成指導を主要業務としている。

住民に対し、より効果的な保健福祉サービスを推進するため所内各課と協力し、管内市町及び関係機関と連携をとりながら事業を推進した。

1 保健師関係指導事業

保健師は地域保健福祉課・健康生活支援課に所属し、必要に応じ連携しながら保健師活動を展開している。また、管内の保健師活動の充実や関係機関との連携を図るために各種研修会を開催している。

(1) 管内概況

管内市町の保健師就業数は保健所8人、市町32人で、保健衛生関係に従事する者15人、福祉6人、介護保険6人、その他国保5人となっている。

表1－(1) 管内保健師就業状況(令和3年4月1日現在)

(単位：人)

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和元年度	40	8	19	2	7	4
令和2年度	41	7	16	6	7	5
令和3年度	40	8	15	6	6	5
香取市	14	－	5	5	1	3
神崎町	4	－	3	－	1	－
多古町	7	－	3	1	2	1
東庄町	7	－	4	－	2	1

(2) 保健所保健師活動

保健所保健師は、支援の必要な事例に対する相談や家庭訪問を実施している。令和3年度においても新型コロナウイルス感染症業務が集中したことから、電話等による感染症の保健指導件数が増加している。また、所内及び管内の保健師の資質向上のための研修を実施している。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況（令和4年3月31日現在）

(単位：件)

種別	区分	家庭訪問		訪問以外の保健指導			個別の連携 ・連絡調整	
				面接		電話		メール
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総数		25	32	194	210	9,269	84	146(3)
感染症		2	2	0	0	7,711	0	40
結核		3	3	11	17	89	0	0
精神障害		0	0	0	0	1	0	0
長期療養児		4	8	23	26	78	0	49(3)
難病		16	19	160	167	175	0	57
生活習慣病		0	0	0	0	0	0	0
その他の疾病		0	0	0	0	1,190	84	0
妊産婦		0	0	0	0	0	0	0
低出生体重児 (未熟児)		0	0	0	0	0	0	0
乳幼児		0	0	0	0	2	0	0
その他		0	0	0	0	23	0	0
訪問延世帯数		19	27					

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テ ー マ	主 な 内 容	参加人員
書面開催	・管内市町と保健所保健師の活動状況及び活動計画	1 令和2年度保健師活動状況について 2 令和3年度活動計画について	—
令和3年 8月4日	・災害対策	1 「改訂災害時保健師活動マニュアル」について(香取保健所) 2 情報交換会 コロナ感染症の影響を踏まえた保健事業の実施状況について	16
令和3年 10月8日	・睡眠について	講演「睡眠の整え方とリラクゼーション」 講師：銚子こころの相談室 室長 木戸秋 明男 氏	11
令和3年 12月23日	・チラシの作成	講演「読まれるチラシデザインのコツ」 講師：さいたまNPOセンター 1級建築士 大工原 潤 氏	12

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和3年 7月21日	・今年度事業について ・業務研究について・現任教育計画について	8
9月15日	・業務研究集録について・事例検討 ・災害時対応について ・コロナ対応について	7
11月17日	・業務研究集録について・関東甲信越ブロック研修報告	6
11月26日	・香取地域新型コロナウイルス感染症連絡会議報告 ・業務研究集録について	7

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1－(3)－ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
実施無し	新型コロナウイルス感染所拡大により	

エ その他

管内保健師の現任教育の推進のための各種会議・交流会・研修会を実施した。

表1－(3)－エ その他

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和3年 11月8日	令和3年度新任期保健従事者交流会・勉強会 1 令和3年度の目標、取り組みの進捗状況 （各新任期職員からの報告） 2 意見交換（新任期職員同士による情報交換と共有） 3 その他	8
令和3年 12月27日	令和3年度新任期保健師研修会（香取・海匠・山武保健所合同） 1 グループワーク テーマ「個別の支援ケースに対する事例検討の実践について」 2 情報交換会	18

(4) 管内看護管理者研修会

表1－(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和3年 8月18日	テーマ「新型コロナウイルス感染症患者への訪問看護の実際」 講演1) デモンストレーション及び訓練 講演2) 情報交換 ○「新型コロナウイルス感染症への訪問看護師の関わり」 千葉県立佐原病院 副看護局長 阿蒜ひろ子 ○「保健所の役割」香取保健所 副センター長 宇崎めぐみ ○質疑応答	21

2 母子保健事業

新型コロナウイルス感染症の増加に伴い、感染症対応業務が優先となり、母子保健事業も縮小や中止せざるを得ない状況であった。

母子保健推進協議会は未開催とし、管内母子保健担当者会議を開催するとともに、母子保健従事者の研修会を実施し母子保健に係る情報の共有と知識の啓発普及を図った。

長期療養児・特定不妊治療実施者に対し、相談・医療給付事業等とおし、必要な支援を行った。

思春期保健対策として、学校と連携し児童生徒に対し講演会を実施するとともに、管内の関係者への研修会及び検討会を開催した。

(1) 母子保健推進協議会

管内の母子保健、医療、福祉施策を推進するために、管内市町、医療、福祉、母子保健関係者等の代表から構成される協議会を設置し、母子保健計画の実施に関することや、母子保健の情報収集、分析等、その他必要な事項に関し協議をする場である。令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、未開催となった。

表2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
実施なし		

(2) 母子保健従事者研修会

管内の母子保健の実情に合わせて研修会を開催するものとし、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現に向け、市町村保健師等、母子保健事業従事者が必要な知識を身につけるための研修会を年1回実施した。

表2－(2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
令和3年度 香取保健所管内 母子保健従事者 研修会	令和3年 11月18日	12名 保健師・助産師	講演:「産後ケア事業の開始から現在まで」 ～課題と評価～ 講師:山武市役所 健康支援課母子保健係 係長 吉田 祐子氏 主任保健師 武田 祐美子氏

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

管内母子保健担当者会議を開催し、管内の母子保健の課題の共有や情報交換を行い、母子保健施策の向上に繋げている。

表2－(3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
令和3年11月18日	13名 保健師・助産師	(1) 産後ケア事業の取り組み推進に向けて 各市町の現状と課題（報告） (2) 意見交換 (3) 児童相談所からの情報提供

(4) 人工妊娠中絶届出

届出妊娠中絶実施報告に基づき妊娠週数別年齢階級別に届出数（管外分も含む）を集計した。

表2－(4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	令和元 年度	令和2 年度	令和3年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 ～ 24 歳	25 歳 ～ 29 歳	30 歳 ～ 34 歳	35 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 44 歳	45 歳 ～ 49 歳	50 歳 以 上	不 詳
総 数	8	3	4	0	1	0	1	1	1	0	0	0
満7週以前	5	3	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0
満8週～満11週	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
満12週～満15週	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
満16週～満19週	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
満20週～満21週	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 特定不妊治療費助成事業

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精、男性不妊治療（精子を精巣上体から採取する手術）について、治療に要する費用の一部を助成している。

表2－(5) 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年度・市町村	件数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和元年度	39	56	7	33	－(－)	16
令和2年度	48	84	12	35	0 (1)	r36
令和3年度	61	98	16	45	1 (1)	35
香取市	46	73	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、 ()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。			
神崎町	6	10				
多古町	1	1				
東庄町	8	14				

(6) 不妊・不育相談事業

表2－(6) 不妊講演会実施状況

開催年月日	内容	対象	参加者数
実施なし			

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成27年1月1日から「小児慢性特定疾患医療費助成制度」が新制度「小児慢性特定疾病医療支援事業」に移行された。

令和3年11月1日現在16疾患群(788疾病)がその対象として国に認定されている。

表2－(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度3月31日現在）

(単位：件)

疾患名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	香取市	神崎町	多古町	東庄町
総数	71	76	70	60	2	1	7
1 悪性新生物	8	9	8	8	-	-	-
2 慢性腎疾患	2	3	4	3	1	-	-
3 慢性呼吸器疾患	1	4	2	1	1	-	-
4 慢性心疾患	19	19	17	14	-	-	3
5 内分泌疾患	17	15	13	12	-	-	1
6 膠原病	3	2	3	2	-	-	1
7 糖尿病	6	6	5	4	-	-	1
8 先天性代謝異常	1	2	2	1	-	-	1
9 血液疾患	4	5	5	5	-	-	-
10 免疫疾患	2	2	1	1	-	-	-
11 神経・筋疾患	3	3	2	1	-	1	-
12 慢性消化器疾患	2	2	5	5	-	-	-
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	3	4	3	3	-	-	-
14 皮膚疾患	-	-	-	-	-	-	-
15 骨系統疾患	-	-	-	-	-	-	-
16 脈管系統疾患	-	-	-	-	-	-	-

(8) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第 19 条の 22 に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾患児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表 2－(8)－ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
－（実施なし）	－	－	－

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表 2－(8)－イ 療育相談指導内容 （単位：人）

内 容	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相 談 者 数 （ 延 ）	1 (3)	0	1 (3)
家 庭 看 護 指 導	1	－	1
食 事 ・ 栄 養 指 導	－	－	－
歯 科 保 健 指 導	－	－	－
福 祉 制 度 の 紹 介	1	－	－
精 神 的 支 援	－	－	－
学 校 と の 連 絡	1	－	－
家 族 会 等 の 紹 介	－	－	－
そ の 他	－	－	－

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表 2－(8)－ウ 訪問指導事業実施状況（疾患別） （単位：件）

疾 患 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 数	6	7	8
慢性呼吸器疾患	0	2	1
慢性心疾患	2	0	0
神経・筋疾患	0	0	1
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	4	4	5
慢性消化器疾患	0	1	1

エ 窓口相談事業

表2-(8)-エ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相 談 者 数 (延)	73	20	26
申 請 等	30	7	2
医 療	12	7	6
家 庭 看 護	16	3	12
福 祉 制 度	3	0	2
就 労	0	0	0
就 学	8	1	1
食 事 ・ 栄 養	0	0	0
歯 科	0	0	0
そ の 他	4	2	3

オ 訪問相談員派遣事業

表2-(8)-オ 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和元年度	1	1	1	1
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0

(9) 療育の給付制度

療育医療は、結核で長期の療養を必要とする児童を指定医療機関に入院させて医療給付及び学用品、日用品の給付を行うもので、令和3年度の申請者はいなかった。

(10) 思春期保健相談事業

思春期世代とその関係者へ心身に関する正しい知識の普及を行うため、令和3年度は学校関係者を対象としたあり方検討会を実施し、児童生徒の健全育成を図った。

表2- (10) -ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
学校と地域における 思春期教育のあり方 検討会	令和3年12月16日	28人 管内養護教諭、管内教育委員会、 管内保健師、	管内の思春期保健の推進のため、 思春期保健体制の検討、意見交換 を行う

表2- (10) -イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者 数	内 容
	実施無し		新型コロナウイルス感染拡大のため

(11) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

旧優生保護法に基づく優生手術などを受けた者について一時金（一律320万円）を支給する。

表2- (11) 管内居住者からの相談及び請求受付件数（保健所受付分）

年度	区分	請求受付件数	相談件数（延べ）		
			電話等相談	来所相談	計
令和元年度		0	0	0	0
令和2年度		1	8	1	9
令和3年度		0	0	0	0

※ 一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

3 成人・老人保健事業

がん検診の受診率向上のため、各市町健康づくり推進員等を対象に講習会を開催する。

(1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設 4 施設・訪問看護ステーション 10 施設がある。

(地域資料編に記載のとおり)

(2) がん検診推進員育成講習会

各市町の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

表 3 - (2) がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
— (実施なし)	—	—

※海匝保健所と交替で開催。令和 3 年度は海匝保健所が担当。

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確な自己管理ができるよう、健康づくりの支援体制を充実させることを目的に健康相談を実施した。

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層における男女を対象とし、保健所の保健師等が電話相談に応じている。

表 4 - (1) 健康相談実施状況 (電話)

(単位：件)

年度	区分	男	女	総数
	令和元年度		2	10
令和3年度		2	5	7
令和2年度		0	2	2

5 総合的な自殺対策推進事業

管内市町や所内別事業と連携し、母子、職域、子ども、それぞれの分野において、メンタルヘルスに関する普及、啓発を行った。

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5－(1) 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
—	—	—	—

(2) その他の会議等

表5－(2) 会議等の開催状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
—	—	—	—

(3) その他の事業

- ・香取市母子保健推進員研修会にて、ゲートキーパー養成研修を行った。
- ・地域・職域連携推進事業と連携し、令和3年度全国安全週間説明会にて、「事業所におけるメンタルヘルス」の講話を行った。また、健康教育教材として、「働きざかりの心の健康」に関するDVDを作成した。
- ・保健所だよりに、「子どものメンタルヘルス」を掲載した。

6 地域・職域連携推進事業

地域保健や職域保健が連携し生涯を通じた継続的な健康づくりの取組を推進していくため、平成 25 年度からの 10 カ年計画を策定し、「働きざかりの心とからだの健康づくり（地域と職域の生活習慣病予防）」をテーマとして、「運動習慣づくり」・「食生活改善」・「メンタルヘルス対策」の 3 本柱に平成 30 年度からは「たばこ対策」を加えて事業を展開している。

表 6－（１）香取地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和 4 年 3 月 (書面開催)	20 名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度 香取地域・職域連携推進事業の取組み状況報告 ・事業評価のためのアンケート調査について ・令和 4 年度 香取地域・職域連携推進事業計画 (案)

表 6－（２）香取地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和 3 年 10 月 5 日 (Zoom による WEB 会議)	17 名	<ul style="list-style-type: none"> ・香取地域・職域連携推進事業の取組み概要と令和 3 年度実施状況報告 ・【講演】ピアサポーターの体験談について ・今後の取組み及び来年度事業 (案) について

表 6－（３）共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
令和 3 年 6 月 10 日	労働基準協会主催の説明会で情報提供と啓発グッズ、リーフレットの配布 講話「事業所におけるメンタルヘルスケアについて」
令和 3 年 11 月 30 日	労働基準協会主催の説明会で啓発グッズの配布
通 年	<ol style="list-style-type: none"> 1 啓発活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) パンフレット「心の扉ー心の一相談窓口案内」の配布 (2) 既存パンフレットの配布等 2 啓発物の作成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育教材「働きざかりの心の健康」の改訂 (2) 情報誌「健康づくり活動」の作成 3 香取地域の健康情報（保健所ホームページ）の掲載内容拡充と周知 4 啓発グッズ（トイレットペーパー）を活用したメンタルヘルスケアに関するモデル事業（24 事業所に配布し、活用後のアンケートを実施） 5 事業評価のためのアンケート調査の実施

7 栄養改善事業

地域住民の健康増進・食生活改善及び療養生活におけるQOLの向上を図るため、オンラインにより研修会を開催するなど地域の実情に合わせ、栄養改善への取組推進に努めた。

特に地域住民に対しては、道の駅等の協力を得、定期的な健康づくり・栄養情報の発信を行った。また、特定給食施設等には、施設を限定して個別巡回指導を実施したほか、集団指導ではオンライン研修会等の開催により参加者を拡大し、栄養管理及び衛生管理の徹底を図った。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

千葉県及び香取地域の健康課題改善を推進するため、「減塩」や「野菜摂取量の増加」を意識して情報提供を行った。

食品表示に関する指導では、個人事業者を中心に栄養成分表示に関する相談や巡回調査を実施し、適切な表示の普及に努めた。また、誇大表示の改善に向けて、丁寧な業者指導に努めた。

表7－(1) 健康増進（栄養・運動等）指導状況

(単位：人)

		個別指導延人員							集団指導延人員							
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦															
	乳幼児															
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)								48	48						
	20歳以上 (妊産婦を除く)	7	2												5	
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦															
	乳幼児															
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)															
	20歳以上 (妊産婦を除く)															

ア 病態別個別指導

表7- (1) -ア 病態別個別指導状況

(単位:人)

区分 種別	計	生活 習慣病	難 病	アレルギー 疾 患	摂食障害	その他
病態別栄養指導	7	—	2	—	—	5
病態別運動指導	—	—	—	—	—	—

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7- (1) -イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名 称	開催 年月日	対象者	参加数	内 容
潰瘍性大腸炎 の方のための オンライン講演会 (千葉県公式セー チャンネルによる公開)	令和3年 9月21日 ～ 10月29日 ※動画公開 期間	潰瘍性 大腸炎の 患者及び その家族	(48回) ※動画視聴 回数	(1)講演1「潰瘍性大腸炎 最近の話題」 講師 国際医療福祉大学成田病院 准教授 山下 健太郎 (2)講演2「潰瘍性大腸炎の 食事について」 講師 国際医療福祉大学成田病院 栄養室長 浮田(柴崎)千絵里 (3)情報提供 「災害時における備え」 提供者 地域保健福祉課 栄養指導員

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7- (1) -ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名 称	開催 年月日	対象者	参加数	内 容
香取地域の 食環境整備に 関する取り組み	令和4年 1月～3月	管内道の駅 等(5施設) の利用者及 び職員	(1,574枚) ※資料等 配布枚数	道の駅等地域住民の利用施設を通じ た健康づくり・栄養情報の提供 (1) 食生活改善普及運動啓発 用ポップ設置 180枚 (2) 健康情報に関する啓発物 1,394部

エ 国民(県民)健康・栄養調査

表7- (1) -エ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日・調査内容等
—	—	—

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

※ 表7-(1) -オ- (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談(個別)		普及啓発(集団)		
		実相談 食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び 特定保健用食品について		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-
食品表示基準 について (保健事項)	栄養成分	59	131	1	1	巡回調査
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他 ※	-	-	-	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		-	-	-	-	-
その他一般食品について(いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談(個別)		普及啓発(集団)		
		延相談件数		回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び 特定保健用食品について		-		- (-)	- (-)	-
食品表示基準 について (保健事項)	栄養成分	-		1	300	道の駅等でのリーフレット配布
	特定保健用食品	-		-	-	-
	栄養機能食品	-		-	-	-
	機能性表示食品	-		-	-	-
	その他 ※	-		-	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		-		-	-	-
その他一般食品について(いわゆる健康食品を含む)		-		-	-	-

() 内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合(特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表7－(1)－オ－(イ) 食品表示等に関する指導状況（表示違反への対応）

		指導状況（個別）	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分※	2（－）	17（－）
	機能性表示食品	－	－
	その他	－	－
健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）		－	2
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		－	－

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む （ ）内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7－(1)－オ－(ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数（単位：件）

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
－（－）	－（－）	－（－）

（ ）内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7－(1)－カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内 容	延人員	内 容	延回数	延参加者数
－	－	－	－	－

(2) 給食施設指導

安全で適切な給食が提供されるよう、関係職員とともに栄養管理及び食品・環境衛生管理について対象施設を限定して個別巡回指導を実施した。

集団指導は全てオンラインによる開催となったが、特に衛生講習会は、千葉県公式セミナーチャンネルを通じて期間限定配信としたことで、より多くの給食従事者の受講が可能となり、衛生管理の徹底を図ることができた。

給食施設状況

表7- (2) 給食施設状況

(単位：件)

施設 総数	管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いる施設			栄養士 のみ いる 施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理 栄養士 必置指定 施設		調理師 のいる 施設		調理師の いない 施設	栄養成分表示施設	栄養教育実施施設
	施設 数	管理 栄養士 数	施設 数	管理 栄養士 数	栄養 士 数	施設 数	栄養 士 数		施設 数	管理 栄養士 数	施設 数	調理 師 数			
72	11	11	21	33	33	18	21	22	—	—	66	203	6	69	42

ア 給食施設指導状況

表7- (2) -ア 給食施設指導状況

(単位：件)

区分	計	特定給食施設		その他の 給食施設		
		1回300食 以上又は 1日750食 以上	1回100食 以上又は 1日250食 以上			
個別指導	給食管理 指導	巡回個別指導 施設数	20	6	9	5
		その他指導 施設数	122	6	69	47
	喫食者への栄養・ 運動指導延人員	—	—	—	—	
集団指導	給食管理 指導	回数	—	4	4	4
		延施設数	129	13	67	49
	喫食者への 栄養運動 指導	回数	—	—	—	—
	延人員	—	—	—	—	

イ 給食施設個別巡回指導

表7- (2) -イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
合計	72	21	11	6	19	4	20	8	22	3
指定施設①	計									
	学校									
	病院									
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設									
	児童福祉施設									
	社会福祉施設									
	事業所									
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他										
300食/回, 750食/日以上 (指定施設①を除く) ②	計	7	6	3	3	3	2	1	1	
	学校	5	5	2	2	2	2	1	1	
	病院	1				1				
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設									
	児童福祉施設	1	1	1	1					
	社会福祉施設									
	事業所									
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他										
100食/回, 250食/日以上 (①、②を除く)	計	36	10	5	2	14	1	7	5	10
	学校	1		1						
	病院	5				5				
	介護老人保健施設	4	1	2	1	2				
	介護医療院									
	老人福祉施設	7	1			6	1	1		
	児童福祉施設	13	7	1	1			4	4	8
	社会福祉施設	3	1	1		1		1	1	
	事業所	3						1		2
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他										
その他の給食施設	計	29	5	3	1	2	1	12	2	12
	学校									
	病院	2		1		1				
	介護老人保健施設									
	介護医療院	2						1		1
	老人福祉施設	5	2	1	1			3		1
	児童福祉施設	13						3		10
	社会福祉施設	4	2	1		1	1	2	1	
	事業所	2						2		
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊									
	一般給食センター									
その他	1	1					1	1		

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7-（2）-ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導 (単位：件)

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	0	0	27
指導数	4	3	36

エ 給食施設集団指導

表7-（2）-エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
給食施設衛生講習会 ※千葉県公式セミナーチャンネルによる公開	令和3年 6月19日～ 7月9日 ※動画公開期間	管内給食施設等の管理者及び従事者等	(219名)	(1) 講演「事例からみる食中毒予防対策と食品衛生法改正について」 講師 千葉県香取保健所 食品機動監視課長 (2) 講話「令和2年度給食施設栄養管理状況報告書について～全ての給食従事者に知ってもらいたいこと～」 講師 千葉県香取保健所 地域保健福祉課栄養指導員
給食施設栄養管理研修会 ※ハイブリッド方式による開催	令和3年 8月27日	管内給食施設の栄養管理担当者	(74名)	講演「日本人の食事摂取基準(2020年版)の正しい理解と運用」 講師 駒沢女子大学 人間健康学部健康栄養学科 教授 西村 一弘

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7-（3）-ア 健康ちば協力店登録状況

令和3年度登録件数			総登録件数
登録件数	変更件数	取消件数	
—	1	36	1

※ 令和2年度の登録要件改正により、令和3年9月30日をもって自動的に登録終了となった件数を含む。

表7－(3)－イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区 分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回 数	延人員	回 数	延店舗数	延人員	回 数	延人員
個別指導	－	6	－	1	2	－	80
集団指導	8	841	－	－	－	－	－
合 計	8	847	－	1	2	－	80

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7－(4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
香取保健所管内調理師会	会員数 115	調理師講習会	※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から講習会は中止	－
千葉県保育協議会 香取支会 給食委員会	施設数 27	研修会 講習会 委員会	研修会・講習会への支援 会の運営への助言(委員会)	10

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7－(5)－ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
－	－	－	－	－

表7－(5)－イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
香取保健所管内行政栄養士業務研究会	3	14	グループワーク及び情報交換 (1)乳幼児の食傾向・食習慣とその評価 (2)災害時栄養・食生活支援のあり方

(6) 調理師試験及び免許関係

表7－(6) 調理師試験及び免許取扱状況

(単位：名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和元年度	19	10	52.6	17	6	11
令和2年度	9	5	55.6	16	6	8
令和3年度	20	15	75.0	21	3	15

(7) その他（各保健所の独自事業）

表7－(7) 各保健所の独自事業

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
学生実習	2	4	健康づくり・栄養改善事業について

8 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられており、法律に基づく入院事務等の業務と併せ、精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに、専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り、受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発等、地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内病院からの届出等の状況

医療保護入院について、入院及び退院は減少傾向にある。一方、定期病状報告は増加傾向にある。

表8－(1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院者の 入院届(家 族等の同 意)	応急入院 届	医療保護 入院者の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
令和元年度	63	—	55	4	0	85	1
令和2年度	70	—	57	6	0	93	1
令和3年度	44	—	39	2	0	111	0

※ その他は、転院許可申請0件、仮退院申請0件、再入院届0件の合計

(2) 措置入院関係

法第23条に基づく警察官からの通報について、運用の適正化を図ったことにより、診察の必要がないと認められた者の件数はゼロとなった。

表8－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

処 理 申請通報等の別	申 請・ 通 報 届 出 件 数	診 療 の 必 要 が な い と 認 め た 者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			法第29条の2の2の移送業務		
			法第29条該当症状の者	その他の入院形態	通院・その他	法第29条の2該当症状の者	その他の入院形態	通院・その他	1次移送	2次移送	3次移送
令和元年度	10	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	12	7	5	0	0	1	0	0	0	0	2
令和3年度	7	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0
法第22条 一般人からの申請	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第23条 警察官からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第24条 検察官からの通報	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
法第25条 保護観察所の長からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条 矯正施設の長からの通報	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の2 精神科病院管理者からの届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第26条の3 医療観察法に基づく指定医療機関管理者及び保護観察所長からの通報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第27条第2項 申請通報に基づかない診察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数

3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表8－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

年 度 結 果	病 名	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ール	覚 醒 剤	そ の 他							
					F0		F1									
					F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15								
		F2	F3			F4	F6	F7	G40							
	令和元年度	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和2年度	5	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	令和3年度	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
診察 実施	要 措 置	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	措置不要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 0名

2 緊急措置入院中に措置解除となった者 0名

3 その他には病名不詳を含む。

4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9－(2)－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和4年3月31日現在）

(単位：人)

入院期間 年度	総数	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和元年度	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0
令和3年度	1	1	0	0	0

表9－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等（令和4年3月31日現在）

(単位：人)

性・年齢 区 分	実数	性			年齢					延 回 数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3
電話	7	7	0	0	0	3	3	1	0	50

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

医療保護入院のための移送事務を行った実績はない。

表8－（3）医療保護入院のための移送処理状況

（単位：件）

年 度 \ 区 分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和元年度	0	0	0
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに、必要により、精神科医による定例相談を導入しながら、専門性の高いサービスを提供した。

表8－（4）－ア 精神科医師による定例相談

実 施 日	時 間	場 所
毎月 第1 木曜日	13:30～15:00	基本的には保健所（健康福祉センター）で実施するが、年1回ずつ、管内各町において出張相談を実施している。
毎月 第2 月曜日	14:00～15:30	
毎月 第3 金曜日	14:00～15:30	

表8－(4)－イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和元年度	93	50	43	0	3	17	54	18	1	255
令和2年度	106	57	48	1	6	27	52	18	3	350
令和3年度	129	79	50	0	7	33	63	20	6	286
香取市	98	60	38	0	7	23	46	17	5	228
神崎町	7	6	1	0	0	2	3	2	0	12
多古町	8	4	4	0	0	6	2	0	0	16
東庄町	8	6	2	0	0	2	5	1	0	16
管外・不明	8	3	5	0	0	0	7	0	1	14
相談	78	43	35	0	6	21	39	8	4	156
訪問	51	36	15	0	1	12	24	12	2	130

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表8－(4)－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

性 区分	計	男性	女性	不明
電話	1454	941	502	11
メール	68	30	38	0

表8－(4)－エ 相談の種別 (延数) (単位：件)

区分	病名	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			診察に 関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
令和元年度		255	63	10	72	79	13	2	0	0	0	3	4	5	0	4
令和2年度		350	61	20	79	116	10	15	0	1	0	10	3	31	1	3
令和3年度		286	53	22	95	52	35	1	0	0	0	3	7	15	2	1
相談	計	156	18	17	51	36	17	0	0	0	0	3	7	4	2	1
	男	99	10	12	28	25	17	0	0	0	0	1	2	2	2	0
	女	57	8	5	23	11	0	0	0	0	0	2	5	2	0	1
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	計	130	35	5	44	16	18	1	0	0	0	0	0	11	0	0
	男	102	27	5	32	14	18	1	0	0	0	0	0	5	0	0
	女	28	8	0	12	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表8－(4)－オ 援助の内容 (延数) (単位：件)

種別 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和元年度	257	9	17	69	7	102	34	19
令和2年度	372	15	38	98	19	90	53	59
令和3年度	419	15	54	134	21	60	96	39

(注) 援助内容は重複あり

表8－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数 (単位：件)

	支援計画対象者	計画に基づく支援者		
		本人同意あり	会議開催数	
合計	0	0	0	0
香取市	0	0	0	0
神崎町	0	0	0	0
多古町	0	0	0	0
東庄町	0	0	0	0

(5) 精神障害者社会復帰関係

精神障害者自らが地域で支え合う仕組みを作るため、ピアグループ「レインボー」への支援を行った。

表8－(5)－ア 当事者支援の実施状況

(単位：人)

区分 年度	開催回数	参加者					
		実人員			延人員		
		計	男	女	計	男	女
令和元年度	11	17	8	9	64	28	36
令和2年度	6	14	6	8	39	16	23
令和3年度	8	15	4	11	38	11	27

(6) 地域精神保健福祉関係

精神障害のある人が、地域の一員として自分らしい暮らしを送るために、医療、福祉、介護、住まい、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された地域づくりをめざすことを目的に、委託先事業所と連携しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を展開した。

表8－(6)－ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議代表者会議	3月3日	18名	関係機関職員、当事者、家族等
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議実務者会議	6月25日	15名	〃
〃	8月27日	14名	〃
〃	10月29日	16名	〃
〃	12月24日	16名	〃
〃	2月25日	16名	〃
精神障害の方の住まいを考える交流会	12月7日	22名	当事者、家族、不動産関係者、関係機関職員等

表8－(6)－イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実件数(件)	延件数(件)	
ピアサポート講座(基礎講座)	6月16日	18名	—	講義及びグループワーク
ピアサポート講座(養成講座)	7月7日	19名	—	〃

表8－(6)－ウ 組織育成 (単位：件)

種別 区分	総数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	14	0	0	14

(7) 心神喪失者等医療観察法関係

平成17年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」は、心神喪失又は心神耗弱の状態で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った者に対して、適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とした制度である。保健所は、保護観察所と連携しながら、会議等への参加や訪問など、地域における支援を行なう。

表8－(7) 医療観察法に係る会議への参加 (単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	2	0	0

- ・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA会議(Care Programme Approachの略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

9 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表9-（1）肝炎治療特別促進事業受給者状況（単位：人）

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令和元年度	34	1	20
令和2年度	35	—	23
令和3年度	36	—	22
香取市	26	—	17
神崎町	3	—	—
多古町	2	—	2
東庄町	5	—	3

10 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

表10-（1）肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況（単位：人）

年度・市町村	治療 肝がん	重度肝硬変	総数
令和元年度	1	—	1
令和2年度	—	—	—
令和3年度	—	—	—
香取市	—	—	—
神崎町	—	—	—
多古町	—	—	—
東庄町	—	—	—

1 1 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。対象は、法制化前の56疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、338疾患（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 1 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位：件)

年度・市町村別 疾 患 名		令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	香 取 市	神 崎 町	多 古 町	東 庄 町
		総数	1	1	1	0	0	0
5	スモン	1	1	1	0	0	0	1

表 1 1 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況 (単位：件)

年度・市町村別 疾患名		令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	香 取 市	神 崎 町	多 古 町	東 庄 町
		総数	774	844	837	567	57	106
1	球脊髄性筋萎縮症	5	5	5	4	0	1	0
2	筋萎縮性側索硬化症	5	6	9	5	1	1	2
3	脊髄性筋萎縮症	1	2	2	1	0	0	1
5	進行性核上性麻痺	4	6	7	5	0	1	1
6	パーキンソン病	117	123	132	93	5	17	17
7	大脳皮質基底核変性症	4	2	2	2	0	0	0
11	重症筋無力症	24	26	26	19	1	3	3
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	16	18	17	13	1	2	1
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	1	2	2	2	0	0	0
16	クロウ・深瀬症候群	1	1	0	0	0	0	0
17	多系統萎縮症	12	10	11	7	2	0	2
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	24	27	25	14	3	4	4
19	ライソゾーム病	1	1	2	2	0	0	0
22	もやもや病	8	9	7	4	1	0	2
23	プリオン病	0	0	0	0	0	0	0
28	全身性アミロイドーシス	2	3	3	3	0	0	0
34	神経線維腫症	4	4	4	4	0	0	0
35	天疱瘡	4	5	5	4	0	1	0

疾患名	年度・市町村別						
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	香取市	神崎町	多古町	東庄町
37 膿疱性乾癬(汎発型)	2	3	2	2	0	0	0
40 高安動脈炎	5	6	5	2	0	1	2
41 巨細胞性動脈炎	0	1	1	1	0	0	0
42 結節性多発動脈炎	1	2	2	2	0	0	0
43 顕微鏡的多発血管炎	9	13	18	10	2	1	5
44 多発血管炎性肉芽腫症	4	4	4	3	1	0	0
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	3	3	4	3	1	0	0
46 悪性関節リウマチ	8	9	7	7	0	0	0
47 バージャー病	3	4	3	2	0	1	0
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1	0	0	0	0	0
49 全身性エリテマトーデス	57	58	57	39	3	8	7
50 皮膚筋炎/多発性筋炎	25	26	27	16	2	2	7
51 全身性強皮症	21	22	18	14	1	1	2
52 混合性結合組織病	9	10	11	6	0	3	2
53 シェーグレン症候群	7	8	9	4	1	1	3
54 成人スチル病	2	1	1	1	0	0	0
55 再発性多発軟骨炎	0	0	1	1	0	0	0
56 ベーチェット病	15	17	16	9	1	4	2
57 特発性拡張型心筋症	16	18	16	9	1	3	3
58 肥大型心筋症	2	4	7	5	0	1	1
60 再生不良性貧血	9	10	10	8	0	1	1
61 自己免疫性溶血性貧血	1	2	1	0	0	0	1
63 特発性血小板減少性紫斑病	15	18	12	5	2	1	4
64 血栓性血小板減少性紫斑病	1	1	0	0	0	0	0
65 原発性免疫不全症候群	7	7	8	7	0	0	1
66 IgA 腎症	4	4	6	4	0	1	1
67 多発性嚢胞腎	2	3	3	2	0	0	1
68 黄色靭帯骨化症	3	5	6	3	1	1	1
69 後縦靭帯骨化症	37	40	36	21	6	6	3
70 広範脊柱管狭窄症	2	2	3	0	1	2	0
71 特発性大腿骨頭壊死症	13	14	10	8	1	1	0
73 下垂体性 TSH 分泌亢進症	0	0	1	1	0	0	0
74 下垂体性 PRL 分泌亢進症	1	1	0	0	0	0	0
75 クッシング病	3	3	3	3	0	0	0

疾患名	年度・市町村別						
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	香取市	神崎町	多古町	東庄町
77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3	3	4	1	1	1	1
78 下垂体前葉機能低下症	5	4	4	3	1	0	0
79 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0	0	1	1	0	0	0
84 サルコイドーシス	13	14	16	11	1	1	3
85 特発性間質性肺炎	18	28	25	17	0	3	5
86 肺動脈性肺高血圧症	2	2	3	2	1	0	0
88 慢性血栓性肺高血圧症	0	0	1	1	0	0	0
90 網膜色素変性症	13	13	11	10	0	0	1
93 原発性胆汁性胆管炎	7	7	6	2	1	3	0
94 原発性硬化性胆管炎	2	2	2	1	0	0	1
95 自己免疫性肝炎	5	4	5	2	0	2	1
96 クロウン病	32	34	37	32	2	1	2
97 潰瘍性大腸炎	96	97	90	62	8	15	5
98 好酸球性消化管疾患	3	3	0	0	0	0	0
99 慢性特発性偽性腸閉塞症	1	1	1	1	0	0	0
107 若年性特発性関節炎	0	0	1	0	0	0	1
111 先天性ミオパチー	1	0	0	0	0	0	0
113 筋ジストロフィー	3	3	4	1	0	3	0
122 脳表ヘモジデリン沈着症	1	1	0	0	0	0	0
127 前頭側頭葉変性症	1	1	2	1	0	0	1
141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	1	1	1	1	0	0	0
145 ウエスト症候群	1	1	2	2	0	0	0
156 レット症候群	1	1	1	1	0	0	0
162 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	3	5	4	4	0	0	0
163 特発性後天性全身性無汗症	0	1	2	0	0	0	2
167 マルフアン症候群	0	0	0	0	0	0	0
188 多脾症候群	1	1	1	1	0	0	0
193 プラダー・ウィリ症候群	1	1	1	0	1	0	0
209 完全大血管転位症	1	1	1	1	0	0	0
215 ファロー四徴症	1	1	2	2	0	0	0
220 急速進行性糸球体腎炎	1	2	2	0	1	1	0
222 一次性ネフローゼ症候群	6	7	9	7	0	2	0
224 紫斑病性腎炎	1	1	0	0	0	0	0
225 先天性腎性尿崩症	1	1	1	1	0	0	0
226 間質性膀胱炎(ハンナ型)	0	0	0	0	0	0	0

疾患名	年度・市町村別						
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	香取市	神崎町	多古町	東庄町
227 オスラー病	0	1	0	0	0	0	0
235 副甲状腺機能低下症	1	1	1	0	0	0	1
246 メチルマロン酸血症	1	1	1	1	0	0	0
271 強直性脊椎炎	3	3	4	2	0	1	1
283 後天性赤芽球癆	2	2	2	2	0	0	0
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	1	0	0	0	0	0
296 胆道閉鎖症	1	1	0	0	0	0	0
300 IgG4 関連疾患	5	5	3	3	0	0	0
306 好酸球性副鼻腔炎	15	18	19	11	2	4	2

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表 1 1 - (3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位：人)

年度	総数	香取市	神崎町	多古町	東庄町
令和元年度	2	1	—	1	—
令和2年度	2	1	—	1	—
令和3年度	2	1	—	1	—

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表 1 1 - (4) - ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位：人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和元年度	—	—	—	—	—	—	—	—
令和2年度	—	—	—	—	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表 1 1 - (4) - イ - (ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人数	回数	実人員	延人員
令和元年度	2	29	4	29
令和2年度	2	18	4	18
令和3年度	2	15	3	15

(イ) 訪問相談員育成事業

表 1 1 - (4) - イ - (イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和元年度	4月4日	訪問事例の検討	看護師	2人
令和2年度	—	—	—	—人
令和3年度	4月27日	訪問事例の検討	看護師	2人

ウ 医療相談事業

表 1 1 - (4) - ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
—	—	—	—	—	—

※新型コロナウイルス感染症の拡大により実施なし

エ 訪問指導事業

表 1 1 - (4) - エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾 患 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 数	62	12	19
全身性エリテマトーデス	0	0	1
筋委縮性側索硬化症	5	2	2
脊髄小脳変性症	2	2	4
パーキンソン病	23	4	5
大脳皮質基底核変性症	2	0	0
多系統萎縮症	10	1	1
クローン病	4	0	0
進行性核上性麻痺	2	1	0
重症筋無力症	1	0	0
後縦靭帯骨化症	2	0	1
網膜色素変性症	1	0	0
筋ジストロフィー	0	0	2
球脊髄性筋萎縮症	3	1	0
類天疱瘡	1	0	0
特発性間質性肺炎	5	0	1
前頭側頭葉変性症	1	0	0
下垂体前葉機能低下症	0	1	0
悪性リウマチ	0	0	2

オ 訪問診療等事業

表 1 1 - (4) - オ 訪問診療等事業実施状況 (単位：人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和元年度	9	9	訪問リハビリ	—	—	—	9	9	—
令和2年度	4	4	訪問リハビリ	—	—	—	4	4	—
令和3年度	3	3	訪問リハビリ	—	—	—	3	3	—

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表 1 1 - (4) - カ 相談内容 (単位：人)

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談者数 (延)	256	104	167
申請等	130	32	36
医療	34	23	27
家庭看護	62	31	73
福祉制度	22	10	25
就業	2	4	2
就学	0	0	0
食事・栄養	1	0	1
歯科	0	0	0
その他	5	4	3

キ 難病対策地域協議会

表 1 1 - (4) - キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員 (職種)	延人数	内 容
—	—	—	—	—

12 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人を利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施することになっているが、当管内ではそのような事案は発生していない。

表12-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和元年度	34	8	26	0	0	0
令和2年度	34	0	32	0	0	2
令和3年度	7	1	5	0	1	0

表12-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和元年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0

1 3 市町村支援

主に、各市町の要保護児童対策地域協議会代表者会議や実務者会議への参加や介護保険、高齢者・障がい者福祉、地域包括支援に係る福祉業務における会議等に参加し、広域的な立場に立って、管内市町の事業の円滑な推進や向上が図られるよう支援した。

表 1 3 - (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技術的支援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
香 取 市	要保護児童対策地域協議会実務者会議	5	保	要保護児童・特定妊婦の対策検討			
	地域自立支援協議会【部会含む】	8	課保精	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供・事業評価			
	地域包括支援センター運営協議会	2	課	運営方針・事業所の認定・検討			
	地域密着型サービス運営委員会	2	課	実施体制の確保・サービス提供・事業評価			
	在宅医療ネットワーク推進会議	2	課	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供・事業評価			
	地域福祉計画推進委員会	1	課	実施体制の確保・事業評価			
	認知症対策推進会議	1	課	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供・事業評価			
	認知症初期集中支援チーム検討会	1	課	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供			
	学校給食センター運営委員会	1	医	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供			
	食物アレルギー対策検討委員会	2	医	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供			
	健康づくり推進協議会	1	医	基本的方針・事業評価			
神 崎 町	要保護児童対策地域協議会実務者会議	2	保	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供・事業評価			
	医療的ケア児等支援分野別会議	1	保	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供			
	健康づくり推進協議会	1	医保栄	基本的方針・実施体制の確保・サービス提供・事業評価			

多 古 町	要保護児童対策 地域協議会実務者会 議	4	保	要保護児童・特定妊婦の 対策検討			
	自立支援協議会	1	課	事業報告及び検討等			
東 庄 町	要保護児童対策 地域協議会代表者会 議	1	課	基本的方針・実施体制の 確保・サービス提供・事 業評価			
	要保護児童対策 地域協議会実務者会 議	4	保	サービス提供・事業評価			
	自立支援協議会 生活支援部会	3	精	基本的方針・実施体制の 確保・サービス提供・事 業評価			
	学校給食センター運 営委員会(書面)	2	栄	基本的方針・実施体制の 確保・サービス提供・事 業評価			
	保健推進協議会	1	医 栄	基本的方針・実施体制の 確保・サービス提供・事 業評価			

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）

1 4 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表 1 4 - (1) 民生委員・児童委員配置状況 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和元年度	278	232	36	268	188	80
令和2年度	278	232	36	268	188	80
令和3年度	278	233	36	269	190	79
香取市	197	158	30	188	136	52
神崎町	15	13	2	15	6	9
多古町	35	33	2	35	30	5
東庄町	31	29	2	31	18	13

(2) 行旅病人及び行旅死亡人

ア 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治 3 2 年 7 月 1 日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても、生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

イ 管内の取扱状況

(ア) 取扱人員

該当なし

表 1 4 - (2) - ア 過去 3 年間の行旅病人・行旅死亡人の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行旅病人 (人)	—	—	—
行旅死亡人 (人)	—	—	—

(3) 児童福祉

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。

また、精神または身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父、若しくは、母又は、養育者に対して特別児童扶養手当を支給する。

ア 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給している。

(ア) 児童扶養手当受給者数

表14-(3)-ア-(ア) 児童扶養手当受給者数

市町村	受給者数(人)	受給資格認定件数(件)
令和元年度	164	26
令和2年度	164	22
令和3年度	155	14
神崎町	25	3
多古町	73	9
東庄町	57	2

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表 1 4 - (3) - ア - (イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

(単位：世帯)

区分 年度	世帯類型別															計
	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯		
	離婚	その他						離婚	その他							
令和元年度	128	3	4	11	-	1	1	10	-	-	-	-	-	-	6	164
令和2年度	131	2	5	10	-	1	1	8	-	-	-	-	-	-	6	164
令和3年度	122	1	5	13	-	2	1	6	-	-	-	-	-	-	5	155

イ 特別児童扶養手当

精神または身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父、若しくは母又は養育者に対して、特別児童扶養手当を支給している。

表 1 4 - (3) - イ 特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
令和元年度	159	26	7	48	81	6	0	80	88
令和2年度	161	25	6	48	87	6	0	79	93
令和3年度	153	20	6	46	76	5	0	71	82
香取市	123	11	3	37	67	5	-	53	70
神崎町	2	1	-	-	1	-	-	1	1
多古町	13	3	1	5	4	-	-	8	5
東庄町	15	5	2	4	4	-	-	9	6

(注) 1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 1 4 - (4) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
市町村												
令和元年度	—	—	1,098	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和2年度	—	—	6,228	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和3年度	—	—	972	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香取市	—	—	972	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神崎町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多古町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東庄町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 4 - (4) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
	市町村											
令和元年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和2年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香取市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神崎町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多古町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東庄町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 家庭児童相談に関する支援状況

家庭における適正な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭相談員が家庭における児童養育等について相談に応じる。

表 1 4 - (5) 家庭児童相談状況

(単位：件)

区分	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					個別支援会議 参加回数 (延)	
		訪問	電話	面接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	対象者	回数
										乳幼児	小学生
年度										中学生	-
令和元年度	11	1	1	9	1	10	0	0	0	高校生	-
令和2年度	9	3	0	6	2	7	0	0	0	その他	-
令和3年度	1	0	1	0	0	1	0	0	0		

(6) 高齢者福祉

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

また、老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給している。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 4 - (6) - ア 百歳者

(単位：人)

市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和元年度	28	2	26
令和2年度	49	11	38
令和3年度	45	5	40
香取市	27	3	24
神崎町	2	0	2
多古町	6	0	6
東庄町	10	2	8

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給している。

表 1 4 - (6) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和元年度	13	611,000
令和2年度	9	470,000
令和3年度	8	413,600

(7) 障害者福祉

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

また、在宅の重度身体障害児・者の入浴担架、浴槽等の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成している。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 1 4 - (7) - ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和元年度	102	4,991,050	—	—
令和2年度	111	5,471,125	—	—
令和3年度	126	6,119,875	—	—
香取市	97	4,805,075	—	—
神崎町	8	389,250	—	—
多古町	12	596,850	—	—
東庄町	9	328,700	—	—

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

在宅の重度障害児・者の入浴担架、浴槽等の日常生活用具の取り付けに必要な経費を助成している。

表 1 4 - (7) - イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
令和元年度	0	—	—
令和2年度	0	—	—
令和3年度	0	—	—
香取市	—	—	—
神崎町	—	—	—
多古町	—	—	—
東庄町	—	—	—

ウ 障害者差別相談事業

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の地域相談員を委嘱し、相談にあたっている。

表 1 4 - (7) - ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区分	差別等相談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その他の相談件数	条例周知活動
			電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他	相談の虐待の			
	実件数	活動件数							相談	虐待の		
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	22
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	29

エ 地域相談員の委嘱

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の地域相談員として、適格者を委嘱している。

表 1 4 - (7) - エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区分 市町村	身体障害者 相談員	知的障害 相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和元年度	10	8	5	23	12	11
令和2年度	10	8	4	22	12	10
令和3年度	10	8	4	22	11	11
香取市	5	5	4	14	7	7
神崎町	1	1	-	2	-	2
多古町	2	1	-	3	2	1
東庄町	2	1	-	3	2	1

オ 地域相談員等研修会

地域相談員は、障害のある人に対する理解を広げ、出来るだけ地域で解決することを目指した相談活動を行う、身近な第三者としての相談役としての役割を担っている。このために、障害者等が気軽に相談できるよう、地域社会との関係性の構築を図ることや相談実務に当たっての知識・技術を深めるために研修を行っている。

表 1 4 - (7) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内容
令和 3 年 1 2 月 1 8 日	50 名	第 4 回香取市権利擁護セミナー (主催：香取地域自立支援協議会) 会場：栗源市民センター (さつき館) ・ 情報提供 香取健康福祉センター (広域専門指導員) 香取障害者支援センター ・ 講演 千葉県障害者虐待防止アドバイザー 社会福祉法人フラット理事長 (内容) 義務化になる虐待防止委員会で虐待防止をどうすればよいのか。

(8) 配偶者暴力相談支援事業

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を実施している。配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行っている。

表14-(8) 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和元年度	28	25	0	25	11	11	0	11	14	14	0	14	0	0	0	0
令和2年度	47	43	0	42	20	20	0	20	27	23	0	22	0	0	0	0
令和3年度	56	52	0	36	13	13	0	13	33	29	0	23	0	0	0	0
区分	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書発行件数	交際相手からの暴力相談件数												
				総数	通報											
令和元年度	0	11	6	1	0											
令和2年度	0	20	12	0	0											
令和3年度	0	10	5	1	0											

(9) 戦傷病者の援護

戦傷病者の援護

戦傷病者に対して、補装具等の支給(交付・修理)、相談員の委嘱等の援護を行い、もって戦傷病者の福祉の向上を図っている。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳を所持する戦傷病者に対して、補装具の支給(交付・修理)、乗車券引換証の交付(変更)事務等を行っている。

表 1 4 - (9) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の交付
令和元年度	3	—	—	—
令和2年度	2	—	—	—
令和3年度	1	1	—	—
香取市	1	1	—	—
神崎町	—	—	—	—
多古町	—	—	—	—
東庄町	—	—	—	—

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

戦没者遺族・戦傷病者の援護の相談及び必要な指導を行う、戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の委託に関する事務を行っている。

表 1 4 - (9) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	香取市	神崎町	多古町	東庄町	合計
戦没者遺族相談員	2	1	1	1	3(3町は同一人)
戦傷病者相談員	1	1	1	1	1(同一人)

(10) 児童手当事務指導監査

児童手当法に基づく児童手当の認定・支払事務等の適切な運営を図るため、管内市町に対し、2年に1回指導監査を実施し必要な助言を行う。

表14-(10) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和元年度	令和2年度	令和3年度
香取市	令和2年2月	中止	中止
神崎町		中止	
多古町			
東庄町			

(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議（部会）

中核地域生活支援センター連絡調整会議については、新型コロナウイルス感染症の患者が増加していたことを踏まえ、同感染症の感染拡大防止の観点から中止した。なお、本年度は部会についても開催していない。

(12) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

生活困窮者自立支援法に基づき、事業の受託者と連携を図り生活困窮者の自立支援を行う。

表14-(12) 生活困窮者自立支援実施状況

区分 市町村	支援調整会議 (回数)	新規相談受付件数 (総数)	プラン作成件数 (総数)	就労支援対象者数※	法に基づく事業等利用件数						その他		就労者数 (一般就労総数)	支援メニューの利用状況								増収者数 (総数)		
					住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	生活福祉資金等 による貸付	生活保護受給者等 就労自立促進事業		生活保護受給者等	住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	認定就労訓練事業	自立相談支援事業 による就労支援	就労自立促進事業		生活保護受給者等	その他
令和元年度	6	15	6	4	1	-	-	-	-	2	-	-	2	1	-	-	-	-	2	-	-	2		
令和2年度	6	111	23	18	12	-	-	4	-	13	8	-	2	12	-	-	4	-	13	-	-	6		
令和3年度	12	57	29	23	14	-	8	4	-	29	11	-	2	14	-	8	4	-	29	-	-	8		
神崎町	12	23	8	6	8	-	-	1	-	8	8	-	-	8	-	-	1	-	8	-	-	7		
多古町	12	12	15	13	6	-	2	3	-	15	3	-	2	6	-	2	3	-	15	-	-	1		
東庄町	12	22	6	4	-	-	6	-	-	6	-	-	-	-	-	6	-	-	6	-	-	-		
圏域外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

※プラン期間中の一般就労を目標にしている